## 平成29年度第9回南関町農業委員会会議録

平成29年12月8日(金) 午後1時30分開会 南関町役場第一会議室

## 一、開会宣言

## 二、議事日程

- 1. 開 会
- 2. 農業委員憲章朗読
- 3. 会長挨拶
- 4. 議事録署名人の指名

3番 釘 崎 眞貴子 君 4番 矢 野 房 幸 君

- 5.議事
  - 第26号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
  - 第27号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第28号議案 買受適格証明願(耕作目的)
  - 第29号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
  - 第30号議案 農地利用集積計画の承認について
- 6. その他
- 7. 閉 会
- 三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長	柗村 公正	君	副会長	竹 島	久 利	君
1番	松本泰典	. 君	2番	荒 木	勝 治	君
3番	釘 崎 眞貴子	者	4番	矢 野	房 幸	君
5番	原	君	6番	山本	精 武	君
7番	荒木	君	8番	田崎	芳 憲	君
9番	北原照代	: 君				

## 四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 寺本 藤雄 君

書 記 上田 賢君

# 平成29年度第9回南関町農業委員会会議録 議事の経過

-----開会 午後1時30分

### 1. 開 会

- **○副会長(竹島 久利君)** 起立。時間がまいりましたので、ただいまから第9回の総会を開会します。礼。
- ○事務局長(寺本 藤雄君) それでは始めていきたいと思います。本日は、委員皆様、 全員出席でありますので、総会が成立することをご報告いたします。

----

#### 2. 農業委員憲章朗読

- ○事務局長(寺本 藤雄君) 農業委員憲章朗読を10番、竹島委員さん、よろしくお願いいたします。
- 〇10番(竹島 久利君) 農業委員会憲章を朗読します。(農業委員憲章は省略)
- ○事務局長(寺本 藤雄君) ありがとうございました。 それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

----

## 3. 会長挨拶

**〇会長(柗村 公正君)** 改めまして、こんにちは。12月に入りましてですね、ぬっかったり寒かったり、今日はまた特別寒いようでございましてですね、体には十分注意していただきたいと思います。

また、宿題のですね、アンケートのほうはですね、よろしくお願いしたいと思います。まわってみますとですね、やはり現状維持かやめるか、5年以内にやめるか10年以内にやめるかというところでございましてでですね、増反というところが私の部落にはございません。やはりやめられる。田んぼはですね、どうにか借り手があるわけでございますが、畑のほうがですね、ますます荒れるんじゃなかろうかと心配するところでございますのでですね、何かよいところをと思っていろいろしてみましたところですね、〇〇〇さんのほうからですね、今、4カ所か5カ所あったそうでございますが、大麦の大麦若葉ですか、これのですね、期間借地ということでございます。年間でもいいということでございましてですね、荒れた地はですね、そういう人にですね、活用いただきましてですね、されるならばと思うとっところでございます。2町ぐらいですね、寄れば、機械を持ってこにゃんけん、2町ぐらい用意をしてくれということでございましてですね、そのほうでですね、頑張

っているところでございます。皆さんのところでもね、そういうところがございましたらですね、今からですね、3月までで、反当5,000円なやるそうでございましてですね、そして鋤いてやるということでございますのでですね、まあよかっじゃなかろうかということでございます。何かしてですね、農業の活性化、また荒れ地対策でですね、頑張っていきたいと思いますので、皆さん方もよろしくお願いしときます。今日はよろしくお願いします。

それからですね、すみません、これは社協からですね、お世話になった先月言いました赤い羽根のお返しでございます。またそれから今日はですね、夕方は忘年会よろしくお願いしときます。以上でございます。

○事務局長(寺本 藤雄君) ありがとうございました。

それでは、以後の議事の進行は、柗村会長にお願いいたします。

発言しようとするときは、議長の許可を受けるようになっております。また、携帯電話につきましては、電源を切られるか、マナーモードにされますようお願いいたします。

それでは、会長、お願いいたします。

\_\_\_\_\_

#### 4. 議事録署名人の指名

○議長(柗村 公正君) それでは、議事録署名人の指名をいたします。今回は、議事録署名人として3番、釘崎委員、4番、矢野委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

----

#### 5. 議事

**〇議長(柗村 公正君)** 早速審議に入りたいと思います。

第26号議案、「農地法第3条1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いいたします。

**○事務局(上田 賢君)** 事務局よりご説明を申し上げます。

第26号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

1番。受付日、平成29年11月9日、申請番号123号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、売買による所有権移転です。

2番と3番は1つの申請になります。受付日、平成29年11月15日、申請番号124号。譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりで、売買による所有権移転で、共有の申請になります。

3番から7番は1つの申請になります。受付日、平成29年、すみません、4番から7番ですね、4番から7番は1つの申請になります。受付日、平成29年11月15日、申請番号125号。譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりで、売買による所有権移転で、共有の申請です。

次に8番ですが、受付日、平成29年11月21日、申請番号130号。譲渡人、 譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、売買による所有権移転です。

9番、受付日、平成29年11月27日、申請番号131号。譲渡人、譲受人、 土地の所在地等は記載のとおりで、贈与による所有権移転です。

10番と11番は1つの申請になります。受付日、平成29年11月27日、申請番号132号。譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりで、売買による所有権移転です。

事務局からの説明は以上です。

○議長(柗村 公正君) ありがとうございました。

第26号議案は、農地法第3条1項の規定に基づく許可申請6件でございます。 ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向かれました委員様に補足説明を お願いいたします。

まず、5番、原委員、続きまして私、2番委員、荒木委員、1番委員、松本委員 の順にお願いいたします。

それでは、原委員、よろしくお願いします。

- ○5番(原 靖君) 5番の原です。1日に柗村さんと現場のほうを、現地を見にまいりました。もともと写真を見るとわかるように、細長く印が付いております。農道で利用されていました。事務局より補足説明をお願いします。
- ○事務局(上田 賢君) では、補足の説明を。このですね、今回の1番の案件についてはですね、譲受人の方の農地に挟まれた里道となっております。今回その里道の払下げをということ町のほうに申請がありまして、現況が畑になっていたということでですね、登記地目が畑で登記がなされましたので、申請者、町のほうから買受人というか、譲受人のほうに農地の売買が行われるということで、3条の許可申請となっております。
- ○5番(原 靖君) 今、補足説明があったとおりでございます。

現状は畑になっておりました。軽トラとかが入るぐらいの道幅は残ってますが、 実際耕作をできるふうにされておりましたので、問題はないと思いますので、審議 のほうよろしくお願いします。

○議長(柗村 公正君) ありがとうございました。

続きまして私のほうから、3枚目ですね、上の2番、3番が一緒でございまして、

上のすぐ上でございますが、ここはですね、現在高山、孟宗山になっております。 それに雑木が生えているような状況でございましてですね。

それと4番、5番ですか、これはすぐ家の横でございまして、ここもですね、ここに道路が通っておりますが、ここもですね、いうなら陰でもあるし、雑木が植わってるような状況でございます。

6番、7番ですね、大体求められるということでですね、最初されたのですが、 持ち主さんがですね、手前のほうも買ってくれということでですね、言うてきたわけでございます。こちら不在でございましてですね、なかなか手入れができないということで荒れ放題になってるところでございまして、求められた方がですね、ぶどうを作るということでですね、そのためまた広めたい、隣に薮になったらいかんけんていうところで求められるということね、かえって手入れができるんじゃなかろうかと思います。よろしくお願いしときます。

- ○議長(柗村 公正君) 続きまして、2番、荒木さんお願いいたします。
- ○2番(荒木 勝治君) 2番、荒木です。1日に西山良輔さんと役場の方と3人でまわりました。あのうちょっと、山みたいな感じ、畑だけど山みたいな感じなんですけど、栗が植わったりはしていました。それと柿の木があってですね。それと大体荒れちゃおるけど、何とかなるんじゃないかという感じではありました。場所的には○○○の裏からですね、北西の方向、250mぐらい行った谷間になってます。以上です。

次にここはですね、○○○公民館から右手の方向に行くところです。公民館から 800mぐらい行ったところですね。ちょっと2年くらいまで手入れされていたん ですけど、今は梅の木が植わっちゃおったです。ちょっと荒れてるけど手入れをす れば何とかなるんじゃないかという感じだったです。以上です。

- 〇議長(柗村 公正君) ありがとうございました。
  続きまして、1番、松本委員、お願いいたします。
- ○1番(松本 泰典君) 1番の松本です。1日の現地確認は行きましたけど、この譲受人の方の畑が、この道路の○○○線の横あります。それで譲受人の方の土地に行く道がないもんで、この人が道兼用で、売買でこの人の土地を買いたいということだろうと思います。問題はないと思いますけど、よろしくお願いいたします。
- ○議長(柗村 公正君) ありがとうございました。 事務局、委員さんの説明が終わりました。この件につきまして、何かご意見、ご 質問はございませんでしょうか。
- **〇1番(松本 泰典君)** 1番の松本です。この2番から7番までのこの人は何されとっとですか。

○議長(柗村 公正君) これは前々回ぐらいだったですかね、求められて私のところの近所にですね、空家を買われて、ぶどうを作るということでですね、ワインのぶどうです。それが苗がですね、2年かかるそうです。こっちにフランスから寄せてくるのにですね。そるけんまずは日本のを植えるということでございますがですね、ゆくゆくはフランス産のワインに切り替えて、ぶどうに切り替えてワインを作るということでございましてですね。

(わかりましたの声)

○議長(柗村 公正君) ほかにございませんでしょうか。

ないようでございますので、採決に入りたいと思います

第26号議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

**〇議長(柗村 公正君)** ありがとうございます。異議なしと認め、第26議案は原案 のとおり決定いたします。

続きまして、第27号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局(上田 賢君) 事務局よりご説明申し上げます。

第27号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご 説明いたします。

1番、権利の種類は所有権移転、受付日、平成29年11月27日、申請番号133号。譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりで、売買による所有権の移転です。転用の目的は宅地の拡張です。

事務局からの説明は以上です。

○議長(柗村 公正君) ありがとうございました。

第27号議案は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請1件でございます。 ただいま、今の説明に関連しまして現地調査に出向かれました委員様よりの補足説 明をお願いいたします。

2番、荒木委員、お願いいたします。

- ○2番(荒木 勝治君) 2番の荒木です。畑の下にある中古住宅なんです。玉名の不動産屋が買ってあるらしいんですよね。そこを拡張して販売する計画です。建てられてから20年近くなりますので、排水については問題ないと思います。そういうことです。よろしくお願いします。
- **○議長(柗村 公正君)** 事務局、委員さんの説明が終わりました。この件につきまして何かご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

○議長(柗村 公正君) ないようでございますので、採決いたします。 第27号議案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(柗村 公正君) 異議なしと認め、第27号議案は、原案のとおり許可相当であると意見決定いたしました。

続きまして、第28号議案、農地法第3条第1項の「買受適格証明願」について を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

**〇事務局(上田 賢君)** 第28号議案、農地法第3条第1項の買受適格証明願についてご説明いたします。

1番、受付日、平成29年11月16日、申請番号126号。申請人、土地の所 在、公売については記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

○議長(柗村 公正君) ありがとうございました。

第28号議案、農地法第3条第1項の目的の買受適格証明について、1件でございます。ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向かれました委員様からの補足説明をお願いいたします。

10番、竹島委員、お願いいたします。

- ○10番(竹島 久利君) 10番の竹島です。4日にですね、推進委員の平川君と事務局で現地調査をいたしました。現地はですね、今、写真を見てもらうように、一番最後の写真ですけど、下のほうが広い田んぼで、上のほうの拡幅、囲いのほうがもう今、雑木やら竹がいっぱい茂って、荒れ放題になっとるわけですよ。本人、買受、これは競売物件ですので、本人も百姓をしてここを耕作しようと計画しておりますので、荒廃地解消にはなると思いますので、審議のほどをよろしくお願いいたします。
- O議長(柗村 公正君) ありがとうございました。

事務局、委員さんからの説明が終わりました。何かご質問ございませんでしょうか。

- **〇9番(北原 照代君)** これは地目は田んぼで現況が雑木ということですけど、田として、農地として活用されるんですかね。
- **〇事務局(上田 賢君)** はい、そのように申請は受けております。
- **〇議長(柗村 公正君)** 農地として活用する。栗かなんか植えらるっというような話 も聞いたばってんですね。どぎゃんですか。

**〇10番(竹島 久利君)** 今ですね、もう入られんような状態で、栗が3本ぐらい植わっとるような状態で、もうその栗も老木にしてしもて、とにかく中に入られんような状態なので、そこを伐採をして栗でも植栽しようかという話です。

畑ていうと畑は狭い、今、現状で見ますとものすごく広く見えますけど、現状はこの中で段差が3段ぐらいあってですね、もうとても畑という畑はできないような状態です。栗園か柿園かなんかしようという計画です。

- 〇議長(柗村 公正君) ほかにございませんか。
  はい、どうぞ。
- ○1番(松本 泰典君) この物件は条件として耕作目的で付いとっと。条件で付いと るわけ。
- **〇事務局(上田 賢君)** はい、農地として買われるということの目的の買受適格証明 の願になっておりますので、仮に買受適格証明願の転用目的というパターンも今後 はあり得る、そういうのが申請されることもあり得ると思います。場所によっては ですね。
- 〇議長(柗村 公正君) はい、4番委員。
- **〇4番(矢野 房幸君)** 4番、矢野ですけど、ちょっとお聞きします。申請人の下に結局8,974㎡と公売物件の下が1,499㎡、これは大体何ですか。どぎゃんなっとですか。
- **〇事務局(上田 賢君)** すみません、申請人のところにある面積は、申請人が現に、 耕作している面積であります。
- **〇4番(矢野 房幸君)** ああ、わかりました。ありがとうございました。
- ○議長(柗村 公正君) ほかにございませんか。

(なしの声)

○議長(柗村 公正君) ないようでございますので、採決いたします。 第28号議案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(柗村 公正君) 異議なしと認め、第28号議案は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、第29号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といた します。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(上田 賢君) お送りしている議案資料のですね、ほうでは、第29号議案は、事業計画変更承認申請になってるかと思いますけれども、そちらについては取り下げになっておりますので、議案番号を繰り上げしまして、利用集積計画の承認

のほうが第29号議案のほうに変更になります。

(事業計画がの声)

**〇事務局(上田 賢君)** 取り下げになっております。

(取り下げになったの声)

- ○事務局(上田 賢君) そして、次のページの最初第30号議案だった農地利用集積 計画の承認が第29号議案に変更になります。
- ○議長(柗村 公正君) どうもすみませんでした。○○○さんの分がですね、太陽光 発電施設の分はですね、一応取り下げたそうでございまして、次のですね、ページ の第30号議案をですね、第29号議案に繰り上げをいたします。

よろしくお願いいたします。

○事務局(上田 賢君) そちらをご説明を申し上げます。第29号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

1番、利用権の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりで、面積は3,186㎡です。期間は4年6カ月です。

事務局より説明を終わります。

○議長(柗村 公正君) ありがとうございました。

第29号議案は、農地経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画1件でございます。事務局よりの説明が終わりました。何かその件につきましてご意見、ご質問ございませんか。こら河野さんなこっちではどれくらい作られとって。7町5反ばってんがその。

- **○事務局(上田 賢君)** これが確か全部河野さんが今、作られてるやつじゃないかと 思います。南関のほうで。
- ○議長(柗村 公正君) ほかに何かございませんか。

(なしの声)

○議長(柗村 公正君) ないようでございますので、採決いたします。第29号議案について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(柗村 公正君) ありがとうございます。異議なしと認め、第29号議案は、 原案のとおり承認されました。

\_\_\_\_\_

- 6. その他
- ○議長(柗村 公正君) 続きまして、何か事務局よりのあれはございませんか。報告 事項。
- **〇事務局長(寺本 藤雄君)** 事務局からの報告事項は今回は特にございません。

- 〇議長(柗村 公正君) 今日は全員出席かね。
- ○事務局長(寺本 藤雄君) 今日は1名の方が欠席で、あとは出席いただいております。
- ○議長(柗村 公正君) 皆さんからご質問いろいろございませんか。

(なしの声)

○議長(柗村 公正君) ないようでございますので、お諮りいたします。 ★日の業決恵供の字句の敷理な業長に一任していただきたいと思いますが

本日の議決事件の字句の整理を議長に一任していただきたいと思いますが、ご異 議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(柗村 公正君) ありがとうございます。異議なしと認め、処理することにいたしました。

皆様には慎重審議いただきましてありがとうございました。これをもちまして議 長の席を下りさせていただきます。

----

#### 7. 閉 会

- **〇事務局長(寺本 藤雄君)** ありがとうございました。 それでは、閉会を副会長、お願いいたします。
- **○副会長(竹島 久利君)** 起立。これをもちまして、第9回の農業委員会総会を閉会します。礼。

-----閉会 午後・時・・分 本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人